

# はじめに

本県の緑あふれる山々から流れ出る清らかな溪流や湧水は、河川水や地下水を形成してそれぞれの流域に豊かな水の恵みをもたらしています。私たちは、こうした全国に誇るかけがえのない水環境をみんなで守り育て、後世に引き継いで行く責務があります。

21世紀は水の世紀と言われ、国内のみならず世界的にも水環境の危機が問題となっていますが、将来にわたり持続可能な水循環社会をめざすためには、水環境を水質、水量のほか、水辺の生態系、利水、治水、親水など多面的に捉え、総合的な施策を推進することが求められています。

この指針は、本県における水源域の良好な水環境の保全、人と水の関わりにおける健全な水循環系の構築、水環境への負荷の少ない社会の実現、水辺における生態系の保全・回復を図るため、行政が県民と協働して施策を進めるための方向性を示すものです。

このためには、県民、事業者、行政の各主体がパートナーシップのもとお互いに連携し、情報を共有しながら取組を進めて行く必要があります。

県といたしましては、現在、県民総参加により美しく快適な大分県づくりをめざし展開中の「ごみゼロおおいだ大作戦」の一環として、名水や水辺のほitoriなど県民に身近な水環境の保全から、森林や農地の持つ多面的機能の維持・増進に至るまで、県民の総力を傾けて取り組んでまいります。

終わりに、この指針をつくるに当たり、全体の構成から内容の細部に至るまで精力的に御検討のうえ、貴重な御意見・御提言をいただきました水環境保全指針検討委員の皆様方をはじめ、御協力いただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。

平成18年3月

大分県生活環境部環境保全課長 木下 通夫

